

国土交通省 海事局 検査測度課 御中

「国際海上輸出コンテナの安定的な輸送に必要な重量確定・情報伝達等のあり方に関する検討会」  
取りまとめ（案）に関する意見

一般社団法人 日本貿易会  
物流委員会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴省により公表されております「国際海上輸出コンテナの安定的な輸送に必要な重量確定・情報伝達等のあり方に関する検討会」取りまとめ（案）につきまして、下記の通り意見を提出させていただきます。今後の審議においてご配慮いただきたく、何卒宜しくお願い申し上げます。（末尾に当会の物流委員会参加会社を記載）

敬具

1. 全体に関する意見

『改正 SOLAS 条約』は、従来から Shipper が当然実行している輸出貨物単位の重量確定業務に関して、主に責任者（「荷送人」/「登録確定事業者」）、重量定義（封印コンテナ総重量）及び許容範囲（±5%）を明確に再確認した制度で、施行後 2 年経過したが特筆事故等は発生していない。

掛かる現状下、日本の制度化対応の精度の高さを世界へ誇示すべく、無意味な厳格総重量管理を義務化すること、ならびに SOLAS 対応の必須情報の範囲を大幅に超える過剰な IT 装備化することは、貿易と物流の円滑確保の観点からのぞましくない。

2. 「3. 今後に向けた方向性」に関する意見

「3-1. コンテナ総重量確定の品質確保」

国際貿易の主体且つ制度上の責任者たる「荷送人」と制度上だけの責任者たる「登録確定事業者」を混同して論じている部分があり違和感がある。自身が就任する「荷送人」と業者として選ばれる「登録確定事業者」の立場の違いを明確に区別して制度設計すべきである。

(1) 届出荷送人の取扱い

連絡先の変更を届出変更手続きの対象にすること及び業務継続報告未提出の「荷送人」に所定の督促後も改善が無い場合に国土交通省 HP の届出荷送人一覧から削除検討することに異論は無い。

(2) 手順書・規程類（ひな形）の充実

日本独自の貿易主体たる『商社』の役割は物流サプライチェーンへの制度周知と制度趣旨に則った重量計測確認である。「重量確定業務に関する教育・訓練」は、既存の業務実施手順書から実行中で追加記載の必要は無く、またコンテナ総重量の報告値と実績値の乖離を確認する為のチェック等は、『商社』にとって非現実的且つ上述の無意味な総重量厳格管理であり採用すべきでは無い。

(3) 登録確定事業者の更新手続

国土交通省の判断で更新する登録確定事業者の番号を新規設定する、継続使用を認める等の区別が実際の貿易手続現場で有益性を発揮すると思えない。制度趣旨に直結せず、輸出者にとって都合と動

きが良い「登録確定事業者」が起用される。

#### (4) 登録確定事業者の重量確定業務に関する情報の把握

上記(3)と同様で、国土交通省 HP に「登録確定事業者」の重量確定業務情報を掲載することが実際の貿易手続現場で有益性を発揮すると思えない。繰返したが、制度趣旨に直結せず、輸出者にとって都合と動きが良い「登録確定事業者」が起用される。

なお、「登録確定事業者」は、一定期間の関与実績件数を基準として更新時に認可者数を減らし、将来的には検量事業者/計量証明事業者なりの前提資格条件を再検討すべきではないかと考える。

#### (5) 重量確定業務への確定者等の監査体制の把握

品質マネジメント、コンプライアンス管理を目的とするプログラムの取得・整備状況を把握する意義を否定しないが、内容を一般公表することの価値は上記(3)、(4)記載の通り疑問である。各種品質プログラムの取得状況が「登録確定事業者」を起用する側の選択基準や条件とイコールになっていないからである。「荷送人」の場合は自らの取得・整備状況なので、公表に国が関与する必要が無いと考える。

#### (6) 確定者等への働きかけ

国が定期的/継続的な説明会の開催等を通じて制度周知と品質の底上げを図ることには賛成。

### 「3-2. 国際的に通用する標準的な電子的情報の利活用方策」

『改正 SOLAS 条約』の各国制度化対応の次のステップが『国際的な電子的情報伝達の標準化』と認識している。そのような中、「荷送人」として制度施行後3年目の初回更新も来年に迫っており、国による取りまとめ案に具体的な施策・方向性が明記されることを期待したが、今後検討の必要性を強調するのみでパブリックコメント募集に至ったことは遺憾である。船社 Web-entry のシステム活用、VERMAS 等の国際標準への対応、NACCS 等のシステム連携等、いずれも対応する迄の時間が必要であり早急の検討進展を望みたい。

以上

#### 一般社団法人日本貿易会

〒105-6106

東京都港区浜松町 2-4-1

世界貿易センタービル 6 階

URL <http://www.jftc.or.jp/>

#### 物流委員会委員会社 (22 社)

伊藤忠商事株式会社、稲畑産業株式会社、岩谷産業株式会社、兼松株式会社、興和株式会社、CBC 株式会社、JFE 商事株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、蝶理株式会社、豊田通商株式会社、長瀬産業株式会社、日鉄住金物産株式会社、野村貿易株式会社、阪和興業株式会社、株式会社日立ハイテクノロジーズ、株式会社ホンダトレーディング、丸紅株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社、株式会社メタルワン、ユアサ商事株式会社